

丸の内一丁目・二丁目センターが準トップレベル事業所として認定されました。

News & Topics Vol. 5
2011.5.30



皇居外苑から望む「行幸通り」

東京都の環境確保条例に基づく大規模事業所に対する温室効果ガス排出量削減義務と排出量取引制度における平成 22 年度申請において、当社の丸の内一丁目・二丁目センターが「準トップレベル事業所」として認定を受けました。これにより、第一計画期間（平成 22 年度から平成 26 年度まで）の間、削減義務率が 3/4（8%→6%）に軽減されます。

この制度は平成 22 年 4 月にスタートし、第一区分事業所として申請した約 1000 カ所の事業所のうち、トップレベル及び準トップレベル事業所として認定を受けたのは 46 カ所で、全体の約 4%に該当します。

